

国名及び調査対象地域	アメリカ合衆国 ケンタッキー州
回答者氏名及び所属	水上佳子・渡邊哲子 (JB Line, Inc.)
回答作成日	2018年1月

以下に記載されている内容は、法律上のアドバイスではなく、回答者が現地の資料、現地の弁護士や団体への照会などを合わせて、2018年1月末時点での概要をまとめたものです。アメリカ合衆国政府・州政府などの各機関、各民間団体は、法律やそれぞれの規則、運用の改定・変更、また現場での判断により、本資料と異なる対応を行う可能性があります。また、DVや離婚などの家庭問題は、それぞれのケースで大きく異なります。個別のケースにおいて、本資料の利用により何らかの損害が生じて一切責任を負いかねますので、具体的なケースについては、専門の弁護士や専門機関・団体などにご相談ください。

## I. DV被害者保護に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

法令名を含む。

ケンタッキー州法は、Title XXXV 家族関係法, Chapter 403 「婚姻の解消 – 親権」 720 で DV を以下の通り定義し、同 Chapter 「DV と虐待」 715 から 785 で保護命令について規定している。

「家庭内暴力と虐待」とは、家族の世帯員または未婚のカップルの構成員間においての、身体的傷害、重い身体的傷害、ストーキング、性的虐待、暴行、あるいは差し迫った身体的傷害、重い身体的傷害、性的虐待、または暴行の恐怖をもたらすことをいう

「家族の世帯員」(family member)とは、配偶者、前配偶者、祖父母、孫、親、子、継子、あるいは子が被害者の場合、子として同一世帯に住んでいる者をさす。

「未婚のカップルの構成員」(Member of an unmarried couple)とは、共通の子をもつ婚姻関係にないカップルの各人、その子、あるいは現在同居しているか、過去に同居していた婚姻関係にないカップルの各人をさす。

保護命令については、IVを参照。

法令サイト：

<http://www.lrc.ky.gov/statutes/statute.aspx?id=44750>

<http://www.lrc.ky.gov/statutes/statute.aspx?id=44749>

## II. DV被害者の一時保護

### 1 緊急シェルター

#### (1) 概要

○米国連邦法の「The Violence Against Women Act」と「The Family Violence Prevention and Services Act」は、各州にDV被害者・家族・子のためのシェルターを速やかに提供することを規定している。

○ケンタッキー州において緊急シェルターは、安全を確保するためにDVから逃れている人やその家族に提供される。州から財政的な支援を受けているシェルター団体が多いが、運営は、民間の非営利団体（NPO）が行っている。すべてのシェルターは無料。

○一時的な滞在施設であるため、ほとんどの緊急シェルターの滞在期間は短い。しかしシェルターにより違い、短いところで72時間、90日、規定がないなど幅がある。出所後の安全が確保されていない場合は、他のシェルターや形態に移行するための支援を受けることができる。

○シェルターで行われる就職支援などの各プログラムへの参加は任意であり、各人のニーズと優先事項、アドボケートとの話し合いなどで決められる。

○ただし、基本的なシェルターのルールには従わなくてはならない（例えば、持ち込める荷物もスーツケース1つ程度など）。18歳未満であれば子を連れて入所できるシェルターもある。

○またシェルターを提供している団体はDV被害者支援団体でもあるため、シェルターに滞在していなくてもDVに関する支援を受けることができる。

○ケンタッキー州では、州内の15地区（Area Development District）それぞれに、連邦・州政府からの資金を受けて運営されているDVプログラム（シェルター）がある。

【Area Development District とは】社会開発のため州を15の地区に分割したもの。ADDs と略される。

各地区で行われているDVプログラムのリスト：

<https://kcadv.org/get-help-now/member-programs>

Kentucky Coalition Against Domestic Violence (KCADV)は、これらのプログラムの連携を図り、メンバープログラム間の情報やリソースの共有、技術的な支援、DVプログラムスタッフへのトレーニング、経済的エンパワーメントプログラムの運営、連邦・政府レベルでのアドボカシーなどを行っている。

<https://kcadv.org/>

【エンパワーメントとは】力をつけること。また女性が力をつけ、連帯して行動することによって自分たちの置かれた不利な状況を変えていこうとする考え方。

○シェルターの正確な位置は、被害者保護のため、明かされていない。

○日本語対応可能なスタッフがいるシェルターは確認されていない。

#### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

#### (3) 入所の要件

#### (4) 支援内容

#### (5) DV被害者が外国人の場合の支援内容（通訳支援等を含む）

以下の団体を含むすべてのDV 被害者支援団阿知波、国籍、滞在資格、人種などによる差異なく支援を提供している。DV 被害への支援は、被害者本人の申し立てを受け、専門家による状況評価が行われることから支援が始まる。

**【アドボケート、アドボカシーとは】**人が本来もつ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある「弱者」(子、高齢者、ホームレス、障がい者、DV 被害者など)に代わり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援することをアドボカシー (advocacy)、代弁・擁護者をアドボケート (advocate) と呼ぶ。アドボケートは、はソーシャルワーカー、経験者 (サバイバー)、家族が経験者 (サバイバー) であることが多い。

A. (ジェファーソン郡 (ルイビル市周辺) の代表的なシェルター)

団体名 : The Center for Women and Families

<https://www.thecenteronline.org/>

管轄郡 : Bullitt, Henry, Jefferson, Oldham, Shelby, Spencer, Trimble (ケンタッキー州) と Clark, Floyd (インディアナ州)

24 時間ホットライン : 1-844-237-2331

申込方法 : ホットラインに電話する。あるいは、シェルターが必要な場合、1-502-581-7222 (24 時間対応) に電話し、利用可能かどうかを確認する。

入所要件 : DV 被害者とその子

支援内容 : 24 時間ホットライン、緊急シェルター、性的虐待被害者のためのサービス (地域の病院内での 24 時間アドボカシー)、ケースマネジメント、カウンセリング、セラピー、経済的自立支援、法廷への付き添い、一時的な住居の提供、ペットの預り (オフサイトの提携機関)、子どものサービス (カウンセリング、デイケア、学校への送迎の手配) など

通訳 : 電話でのマルチリンガル通訳サポートあり

B. (ファイエット郡 (レキシントン市周辺) の代表的なシェルター)

団体名 : GreenHouse 17

<https://greenhouse17.org/>

管轄郡 : Anderson, Bourbon, Boyle, Clark, Estill, Fayette, Franklin, Garrard, Harrison, Jessamine, Lincoln, Madison, Mercer, Nicholas, Powell, Scott, and Woodford

24 時間ホットライン : 1-800-544-2022 (通話無料)

申込方法 : ホットラインに電話

入所要件 : DV 被害者とその子、被扶養者。男性の場合、近くのホテルを手配。

支援内容 : 24 時間ホットライン、緊急シェルター、アドボカシー、法廷への付き添い、カウンセリング (個人、グループ、子ども)、自立支援、送迎の手配など

※シェルターは 40 エーカーの農場に囲まれており、新鮮な空気を吸い、花や野菜、果物を育てることで心身の癒しを促すとともに、農場から採れる新鮮な野菜などを食べることで栄養や健康的な食習慣について学ぶことができる。シェルターに滞在する大人は、希望すれば、農場の仕事を手伝うことで少額の俸給がもらえる。

通訳 : 電話によるマルチリンガル通訳サポートあり

C. (ケントン郡 (コビントン市周辺) の代表的なシェルター)

団体名：Women's Crisis Center

<https://www.wccky.org/>

管轄郡：(Northern Kentucky) Boone, Campbell, Carroll, Gallatin, Grant, Kenton, Owen, Pendleton,

(Maysville) Bracken, Fleming, Lewis, Mason, and Robertson

24 時間ホットライン：(Northern) 1-800-928-3335 (通話無料)、 (Maysville) 1-800-928-6708 (通話無料)

申込方法：ホットラインに電話

入所要件：DV 被害者とその子、被扶養者。男性、LGBT もシェルターに受け入れる。

支援内容：24 時間ホットライン、危機介入、緊急シェルター、アドボカシー、カウンセリング (個人、グループ)、多文化サポートサービス、サポートグループ、法廷への付き添い、安全対策、マッチング預金プログラム (Individual Development Account)、基本的ニーズの支援、ヨガ・セラピー、子どものアドボカシー、ペットの保護など

通訳：電話によるマルチリンガル通訳サポートあり

#### (6) その他、一時保護に関する有益な情報

○Kentucky Coalition Against Domestic Violence (KCADV)が DV 被害者に提供しているサービスとして、以下のものがある：

- ・経済的エンパワーメントプログラム：金融教育、IDA (Individual Development Account) という、家や車の購入、教育、ビジネスなどの目的のためのマッチング貯蓄預金プログラム
- ・家賃補助プログラム：12 か月間まで (延長も可) の家賃の補助を受けることが可能。レキシントン、ルイビル以外のケンタッキー州内で、他のハウジングプログラムからの支援が困難な被害者 (不法移民、犯罪歴のある者 (例外あり)、公的住宅機関に負債のある者など) 約 40 名に支給される。

○シェルターや支援団体の検索が可能なサイト。各団体の対応言語を含む情報が得られる。

DomesticShelters.org

<https://www.domesticshelters.org/>

## 2 警察による加害者への対応 (刑事)

### (1) 概要

○DV を個人とコミュニティにとっての重大な犯罪として、また、正しい対応をしなければ被害者を死に至らせることが起こる重大な犯罪として、何度相談があっても初めてのこととして真剣に対応する。加害者の犯罪歴、写真、服を含めた物的証拠、子や近所も含んだ目撃情報などを集める。

○DV 当事者の双方が暴力を行使しているように見える場合は、加害者と被害者 (正当防衛) の見極めが難しいが、警察は、性別や身体的な見かけの大小にとらわれずに判断するように努めている。

Model Domestic Violence Law Enforcement Policy:

<http://chfs.ky.gov/NR/rdonlyres/54B7AF71-5428-4EC6-AE69-158BBFBF8031/0/ModelDomesticViolenceLawEnforcementPolicy.htm>

### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

【緊急時】 緊急通報用の電話番号 911 へ電話する。(携帯電話の場合、被害者が正確に住所を

伝えなければ現場の特定に時間がかかるため、固定電話線 (Land line) がよい。)

【緊急でない時】各地域を管轄する地元警察 (Police Department や Sheriff's Office) に電話をする。警察に DV 室があれば、相談する。警察署を直接訪れてもよい。

### (3) DVの通報があった場合の警察の対応

○現場に到着した警察官 (可能であれば 2 名) は、その場にいる者全員のリスク状況を判断し、緊急の医療ニーズに対応する。関係者と目撃者の聞き取りを個別に行い、武器の使用があった場合はそれを没収する。逮捕の有無にかかわらず、すべての虐待事件について報告書 (JC-3) を作成し、48 時間以内に Department for Social Services に提出する。

○警察官は、加害者が、故意もしくは不当に家族 (未婚のカップルを含む) に身体的傷害を負わせたと信じる相当の理由がある場合、暴行などの容疑で逮捕できる。

(州家族関係法 431.005(2)(a))

○被害者本人ではなく、警察官が刑事事件として立件し、州検事局が DV 加害者を起訴する。

### (4) 接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

加害者が故意に、暫定的保護命令 (Emergency Protective Order (EPO))、あるいは EPO 発行後に法廷での審理を経た後に出される恒久的保護命令 (DV Order (DVO))、あるいは州外からの保護命令 (Foreign Protective Order (FPO)) に違反したと信じる相当の理由がある場合、その場で逮捕。

(州家族法 403.763(4)(a)、403.715(3))

また、裁判前の保釈の条件 (接近禁止など) に違反したという信じる相当の理由があった場合、逮捕状なくその場で逮捕。(州家族法 431.005(5))

### (5) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮 (通訳支援等を含む)

被害者は通訳の必要を申し立てることができる (警察、保安官事務所は、英語を話さない被害者、目撃者、被疑者に対しては、通訳などのリソースを利用するように努めることが定められている)。

※1964 年公民権法と 2000 年の大統領令第 13166 号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者 (英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 Limited English Proficient(LEP)) に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法 (電話による遠隔地の通訳者と LEP、警察官/裁判官との三者通話、TV 会議システムの利用) などに差がある。

### (6) その他、警察等に関する有益な情報

○ジェファソン郡 (ルイビル市) やファイエット郡 (レキシントン市) など、大きな都市の警察 (保安官) には、DV 対応の部署があり、24 時間体制で暫定的保護命令 (EPO) の手続きや、アドボカシーや地域の DV 被害者支援団体への紹介・送迎などに対応する。また、これらの部署では、携帯電話がない被害者には、911 コールのみができる無料の電話 (中古) を貸し出してくれる。

(ジェファソン郡) Domestic Violence Intake Center:

<https://louisvilleky.gov/government/county-attorney/domestic-violence-intake-center>

(ファイエット郡) Victim Services Division: [http://fayettesheriff.com/?page\\_id=12](http://fayettesheriff.com/?page_id=12)

○DV 加害者が、相手からも暴力を受けたと訴える場合があるが、州法では両当事者の逮捕 (Dual Arrest) を可能な限り防ぐよう規定している。両者が互いに暴力を受けたと訴えた場合、現場の警官は各々の訴えを個別に取り調べ (その行為が自己防衛にあたるか暴行行為にあたるかなど捜査し)、どちらが主たる加害者 (primary aggressor) にあたるか判断する。

#### 【警察による誤認逮捕への対応】

(現場で) : 自分には通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する (これは権利であるので、強く主張する)。その他のことは、英語で誤解なく伝える自信がなければ話さない。

(事後 : 誤認逮捕された場合)

○逮捕後、警察署で簡単な取り調べがある。その際にも自分は通訳と弁護士が必要なことを警察官に説明する。その後は、通訳、弁護士が来るまでは、事件については話さない (取り調べでの黙秘は、裁判で不利にならない)。取り調べの際に外部に電話をかけることができるので、(心当たりがあれば) 弁護士、友人・知人に助けを求める。管轄の大使館・総領事館担当者との面会、通信を求めることもできる (領事面会 : Interview or communication with a consular officer)。

○取り調べ後、保釈金 (bail) を払うことにより、保釈されることが多い。一般的に初犯の DV で 3,500 ドル程度。

○保釈されない場合は逮捕の翌日から数日以内に (管轄の裁判所が抱える訴訟数による)、保釈の場合は別途指定された日時に、法廷で裁判官に事情を説明できる機会 (罪状認否) がある。

○弁護士は自分で選任しなければ、州選の弁護士を手配してくれる (収入に応じた料金 (スライディングスケール) での支払いとなる)。

○リクエストがあれば、日本語通訳は裁判所が無料で準備する。

### 3 警察によるDV被害者の支援

#### (1) 概要

逮捕のあるなしに関わらず、警察官はさらなる DV の被害が起こらないようにできる手続きをしなければならない。危険がなくなるまでその場に滞在する必要がある。被害者が医療の手続きを得るように手配する。被害者の権利を徹底させる。

(州家族法 403.785)

[Model Domestic Violence Law Enforcement Policy]

<http://chfs.ky.gov/NR/rdonlyres/54B7AF71-5428-4EC6-AE69-158BBFBF8031/0/ModelDomesticViolenceLawEnforcementPolicy.htm>

#### (2) 警察によるDV被害者支援の内容

○被害者の権利を通知し、利用可能な法的措置 (保護命令や告訴の手続き) やコミュニティサービス (緊急シェルターなど) についての情報を提供する。被害者に医療処置が必要な場合は、送迎を手配するなどし、また被害者が逮捕状や保護命令などの法的な保護を必要とする場合、その支援をする。被害者等の安全が確認されるまで、現場に留まる。

裁判所の業務時間外の場合、暫定的保護命令 (EPO) 申請の受付。

○加害者の逮捕の有無にかかわらず、すべての虐待事件について報告書 (JC-3) を作成し、48 時間以内に Department for Social Services に提出する。

#### (3) 告訴、被害届等の書類の入手方法

○被害者のケースについて警察が作成済みのレポートについては、管轄の警察、保安官事務所で入手可能。

○刑事事件としての告訴は、被害者などが警察、検察にDVを犯罪として通報し、その通報をもとに警察、検事が捜査した後に、検事が告訴するかの判断を行う。従って、時間がかかること、必ず告訴につながるわけではないことへの理解が必要。また、監護権や生活費などの請求には、別途民事で申立てを行う必要がある。警察、検察への通報書式は、最寄りの警察署に相談。

#### (4) DV被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

○被害者は通訳の必要を申し立てることができる（警察、保安官事務所は、英語を話さない被害者、目撃者、被疑者に対しては、通訳などのリソースを利用するように努めることが定められている）。

○警察官が来た現場で、自分には通訳が必要なことを警察官に説明する（これは権利であるので、強く主張する）。またDVアドボケートの支援を受けたいとリクエストをする。

※2 (5)、(6) 参照のこと。

#### (5) その他、警察によるDV被害者支援に関する有益な情報

ジェファソン郡やファイエット郡など、大きな都市の警察（保安官）には、DV対応の部署があり、24時間体制で暫定的保護命令（EPO）の手続きや、アドボカシーや地域のDV支援機関への紹介・送迎などに対応してくれる。

（ジェファソン郡）Domestic Violence Intake Center:

<https://louisvilleky.gov/government/county-attorney/domestic-violence-intake-center>

（ファイエット郡）Victime Services Division:

[http://fayettesheriff.com/?page\\_id=12](http://fayettesheriff.com/?page_id=12)

### 4 その他の一時保護に関する制度

## III. DV被害者の自立支援

### 1 医療保険

#### (1) 概要

以下のいずれかの方法で医療保険に加入することができる。

- 民間医療保険（Affordable Health Care 通称オバマケア）
- 低所得者向けの医療保険
  - ・妊婦、子のいる家族、高齢者・障がい者のための Medicaid
  - ・19歳未満の子を対象とする KCHIP
- 高齢者用医療保険（Medicare 全国共通）

#### (2) 調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・医療保険の申込み方法

○民間医療保険：マーケットプレイス事務所（保険加入は有料）

HealthCare.gov

<https://www.healthcare.gov/>

電話：1-800-318-2596（通話無料）

オンラインで申し込む。

○Medicaid 等の医療保険 : (保険加入は無料)

担当機関 :

Department for Medicaid Services (DMS) <http://chfs.ky.gov/dms/>

Department for Community Based Services (DCBS)

各地の DCBS オフィス :

[https://prdweb.chfs.ky.gov/Office\\_Phone/index.aspx](https://prdweb.chfs.ky.gov/Office_Phone/index.aspx)

KCHIP Toll-Free Hotlines : 1-877-524-4718

申込方法 : 1) オンライン <https://benefind.ky.gov/>

2) 電話 : 1-855-306-8959 DCBS Family Support Call Center

<https://kynect.ky.gov/>

○高齢者用医療保険 (Medicare) : ソーシャルセキュリティ事務所 (保険加入時に社会保障税支払歴の確認がある)

<https://www.medicare.gov/>

### (3) 利用の要件

○民間医療保険 (オバマケア) : ケンタッキー州に在住 (通常は規定の期間以外は申込ができないが、DV 被害者は随時申込可能)

○低所得者用保険 (Medicaid) : 妊婦、18 歳以下の子の親・保護者、高齢者、障がい者で、所得や資産が規定額以下の低所得者であること。連邦貧困レベル (FPL) 138%以内。ケンタッキー州に住む米国籍の者、または永住権取得から 5 年以上で、SSN (ソーシャルセキュリティ番号) が必要。

○KCHIP : ケンタッキー州に住む 19 歳未満の子で、家族の所得が FPL の 218%以下で、他の保険に加入していない者。

○高齢者用医療保険 (Medicare) : 65 才以上、永住権取得から 5 年以上、勤務時の社会保障税 40 クレジット (約 10 年間分) 支払いの全てを満たす必要がある。ただし、40 クレジットの社会保障税の支払い実績がない場合は、加入時に支払うことで入手できる。

**【連邦貧困レベル Federal Poverty Level(FPL) の基準 : Poverty Guideline (2018 年)】**  
基準に定められた収入について、例えば基準額の 200%以内の収入であれば申請可能というように運用。

<https://aspe.hhs.gov/poverty-guidelines>

#### 【永住権取得から 5 年未満の場合は】

1) 配偶者の医療保険に加入 (必要ならば離婚や親権の申し立ての際、あわせて裁判所に申し立てを行う)

2) 民間医療保険を購入

3) 生活保護 (III-2. を参照) 申請時に永住権取得から 5 年以上の条件を免除された場合、低所得者用医療保険 Medicaid に加入できる。

### (4) DV被害者が外国人の場合の配慮

○生活保護の「永住権取得から 5 年以上」という要件が免除された場合、低所得者用医療保険 Medicaid に加入できる。

○保険に加入すれば、保険手続きに関する問い合わせの場合は日本語の通訳をリクエストできる。

#### (5) その他、医療保険に関する有益な情報

○Medicaid には「緊急 Medicaid (Emergency Medicaid)」という医療保険がある。Medicaid は長期的な医療保険であるが、緊急 Medicaid は命にかかわる急性の「一時的な医療問題」を支援するために即座に発行される短期医療保険である。慢性のものはたとえそれが命に係わるものでもカバーされない。最も一般的な支給例は、妊娠女性のための通院及び出産にかかる費用負担で、それ以外には「身体機能の損傷や健康を著しく害すると判断される急性症状の治療」のために発行される例がある。緊急 Medicaid は、収入が規定以下である場合、米国滞在資格（ビザなどの種類）やその有無に関わらず適用可能とされるが、実際はケースバイケースで判断される。病院は、基本的に緊急患者の受付を拒否できないが、治療後に支払いについて決めることとなる（州の社会福祉部門で査定後、州が払うこともあれば、病院が負担することもある。本人に請求が来る場合もある）。このような場合は、Medicaid 事務所あるいは病院社会福祉部門に相談する。

○Kentucky HEALTH と呼ばれる新しいプログラムが開始され、2018 年 7 月からこれまでの Medicaid の要件が変更になる。19 歳以上 65 歳未満の健康な（障がいのない）Medicaid 加入者には、就労の義務（community engagement）が課され、毎月 80 時間の community engagement 活動（就労、ジョブトレーニング、教育、コミュニティサービスなど）に従事しなければならない。（ただし、妊婦やフルタイムの学生、子や障がいのある大人の世話や介護をしている者、病弱な者（medically frail）、急性疾患のある者など、community engagement の要件を免除される者もある。）また、収入に応じて、月額\$1～\$15 の保険料が課される。

<https://kentuckyhealth.ky.gov/Pages/index.aspx>

○Women's Cancer Screening Program:

<http://chfs.ky.gov/dph/info/dwh/cancerscreening.htm>

低所得で保険に未加入の一定年齢の女性に、乳癌検査（mammogram）と子宮癌検査（Pap Test）を低額で提供している。

## 2 生活保護

### (1) 概要

すべての生活保護は米国連邦政府の公的補助制度であるが、その中のプログラムによっては、州が運営するものがある。

A) Cash Assistance (K-TAP) : 妊娠中か 18 才以下の子がいる低所得者の家族およびその子に対して、一生に 60 か月間を上限と定められた現金支給および職業訓練、就職斡旋などの支援を提供する。米国連邦政府で TANF (Temporary Assistance for Needy Families) と呼ばれるこのプログラムは、州に運営が任されている。

<http://chfs.ky.gov/dchs/dfs/KTAP.htm>

B) Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP) : 食品援助プログラムで、受給資格と受給額は、収入と世帯規模をもとに、連邦政府 Department of Agriculture (USDA) の Food and Nutrition Service が定める規定に順じる。職業訓練も行っている。

C) Low Income Home Energy Assistance Program (LIHEAP) : 低所得家庭に対し、冬季

暖房費の支援を行う。州に運営が任されている。

<http://chfs.ky.gov/dcbs/dfs/LIHEAP.htm>

<https://www.acf.hhs.gov/ocs/resource/liheap-brochures>

D) 犯罪被害者への補償プログラム：DV や性的虐待など暴力事件の被害者への経済支援プログラムで、様々な金銭支出を支援するプログラム。

<http://cvcb.ky.gov/Pages/default.aspx>

### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

全般：州政府 Cabinet for Health and Family Services (CHFS)

<http://chfs.ky.gov/default.htm>

#### A、B) K-TAP と SNAP

<http://chfs.ky.gov/dcbs/dfs/foodstampsebt.htm>

Department for Community Based Services (DCBS)

<http://chfs.ky.gov/dms/>

K-TAP 電話：1-502-564-7050

SNAP 電話：1-855-306-8959

オンライン：<https://benefind.ky.gov/>

居住地の DCBS オフィスでの申し込みのほか、郵送での申し込みも可能。

DCBS オフィス：

[https://prdweb.chfs.ky.gov/Office\\_Phone/index.aspx](https://prdweb.chfs.ky.gov/Office_Phone/index.aspx)

※オンライン、郵送での申し込みの場合、DCBS オフィスでのインタビューが必要。

#### C) LIHEAP:

Division of Family Support

<http://chfs.ky.gov/dcbs/dfs/liheap.htm>

LIHEAP 電話：1-502-564-3440、1-800-456-3452

居住地の LIHEAP アウトリーチオフィスで申しこむ。

申込み・オフィスについての問い合わせ電話：1-866-674-6327

[http://www.kaca.org/images/PDF/2016-2017\\_LIHEAP\\_Fact\\_sheet\\_County\\_Offices.pdf](http://www.kaca.org/images/PDF/2016-2017_LIHEAP_Fact_sheet_County_Offices.pdf)

#### D) 犯罪被害者補償プログラム：Kentucky Claims Commission

<http://cvcb.ky.gov/Pages/default.aspx>

### (3) 受給の要件

米国籍の者か、米国永住権を保持して 5 年以上米国に居住している者で、かつ規定以下の低所得者。ただし、DV 被害者に対する K-TAP の現金支給については、担当者の判断により国籍や居住の要件が免除される場合もある。

#### ○K-TAP

18 歳以下の子のある低所得家族（子の世話をしている親族を含む）が対象。収入ライン、その他受給資格の詳細は以下の URL 参照：

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1215>

K-TAP を受けるためには、就労研修を受け、就労のための活動を行う必要がある。継続して支援を受けるために定期的にコーディネーターと会う必要がある。

○SNAP は、子が米国籍の場合は、DV 被害者の親が在米 5 年未満でも子の分はもらうことができる。

○犯罪被害者の補償プログラム：犯罪が起ってから 48 時間以内に法執行機関に届け出ていなければならない。補償の対象となる費用を支払う方法が他にない。告訴の手続きに協力しなければならない。犯罪時から 5 年以内に申請。無実の被害者 (innocent victim) でなければならない。

#### (4) 支援の内容

○K-TAP：規定額が銀行に入金される。ほかにも就職支援・託児施設の利用料の一部負担・ガソリンの支援などが受けられる場合もある。

○SNAP：EBT (Electronic Benefits Transfer) というカードに規定額が月に 2 回入金され、EBT カード利用可能な店舗で食料品を買うために使用できる。また少額の現金が生活必需品購入に使えるプログラムもある。

<https://www.fns.usda.gov/snap/using-snap-benefits>

○LIHEAP：暖房費の支援

○犯罪被害者の補償プログラム：

犯罪の結果生じた医療費、葬儀代、カウンセリング、歯科治療、視力矯正に係る費用、被害者の逸失賃金などの補償。

#### (5) DV被害者が外国人の場合の配慮

DCBS 関係：英語でのコミュニケーションが困難な場合、無料の通訳サービスを提供

#### (6) その他、生活保護に関する有益な情報

○連邦政府や州政府以外に、地元のフードバンク (食品を無料提供する活動) や教会などで、野菜や肉、缶詰、加工品などの食糧を受け取ることができる。日程や要件は、各団体によって異なる。

○教会やシェルター、シニアセンター、Women's Center など無料のランチを配食するところがある。

### 3 家族・育児給付等

#### (1) 概要

すべての家族・育児給付が米国連邦政府の公的補助制度であるが、プログラムによって州が運営するものもある。

A) WIC (Women, Infant, Children)：受給資格のある妊婦、母乳で子育てをする母親、専門家に健康リスクを指摘された乳児や 5 才未満の子に対し、一部食品を提供、また母乳教育支援、栄養支援、ほかの医療プログラムへの紹介サービスを行う。

B) Head Start プログラム (0-5 歳)：低所得家庭の子の就学支援。プリスクール (幼稚園年中まで) に無料あるいは低料金で通うことができる。

C) 学校給食プログラム：低所得家庭の子に対して学校カフェテリアで、無料もしくは低価格の朝食や昼食を提供する。

D) ミルク支援プログラム：学校や託児所など子のケアに貢献する団体が牛乳の無料提供をする。

E) 夏季食糧支援サービス：学校が休暇中も栄養不足にならないように、受給資格のある子に Summer Food Service Program (SFSP) が指定する場所 (サイトやキャンプなど) で昼食を無料提供する。

F) Child Care Assistance Program (CCAP) : 低所得の家庭の 13 才以下の子とそれ以上の特別支援の子がいる親が、週に 20 時間以上働いたり、通学している場合、収入に合わせた保育額の一部あるいは全額を州政府が家庭に支払う。

<http://chfs.ky.gov/NR/rdonlyres/92641CA3-7745-47FB-8A17-AA6553A4D87B/0/ChildCareAssistanceProgramBrochure.pdf>

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法

A) WIC : 州政府保健局 (Dept. of Public Health) ,  
Division of Maternal and Child Health WIC Program

電話 : 1-502-564-3827

居住地を管轄する保健局事務所で申し込む。

B) Head Start プログラム : Early Education and Care

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1912>

申込方法 : 子の住所を担当する Head Start 事務所かプログラムを提供するプリスクールで申し込む。

C) 学校給食プログラム : 州政府教育局 (Department of Education)

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1968>

申込方法 : 学校を通じて申し込む。

D) ミルク支援プログラム、E) 夏季食糧支援プログラム : 州政府教育局 (Department of Education)

[https://education.ky.gov/federal/SCN/Pages/Summer-Food-Service-Program-\(SFSP\).aspx](https://education.ky.gov/federal/SCN/Pages/Summer-Food-Service-Program-(SFSP).aspx)

<https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1795>

申込方法 : 学校を通じて申し込む。

F) Child Care Assistance Program :

州政府 Department for Community Based Services (DCBS)

<http://chfs.ky.gov/dms/>

DCBS Family Support Call Center: 1-855-306-8959

居住地を管轄する DCBS オフィスカ、オンラインで申し込む。

(3) 支援の要件

○すべてのプログラムの要件は、貧困・低所得であること (それぞれのプログラムが設定する額より低い収入であること)。

○WIC を継続して支援を受けるためには、定期的にオフィスを訪れ、コーディネーターに会わなければならない。

○Head Start は、収入に応じて段階的な費用 (スライディングスケール) を支払う。また、ウェイティングリストに名前を載せてから、順番を待つことになる (順番待ちは大変長い)。

○Child Care Assistance Program : 13 歳未満の子がいる、収入が一定金額以下、週平均 20 時間就労、あるいはジョブトレーニングプログラムや学校に通っているなど。

#### (4) 支援の内容 (概要の補足)

○WIC : 乳製品、卵、野菜など購入できるものが具体的に決められ、購入には支給されたカードを使用する。

○Child Care Assistance Program : 託児料の全額または一部の補助。補助額は収入と居住地域によって異なる。

#### (5) DV被害者が外国人の場合の配慮

○これらの家族・育児給付支援の支給要件は収入の多寡のみで、米国滞在資格(ビザなどの種類)を問われない。

○DCBS 関係 : 英語でのコミュニケーションが困難な場合、無料の通訳サービスを提供

#### (6) その他, 家族・育児給付等に関する有益な情報

II. 1 (2) のような DV 被害者支援団体が、母子のための物的支援をしていることもあるので確認するとよい。

### 4 住宅支援

#### (1) 概要

A ケンタッキー州は、住む場所の確保のため以下のような支援を提供している。

○緊急時の短期のホームレスシェルター・DV 被害者シェルター

○緊急時のシェルターと低所得者住宅に入るまでの間をつなぐ、Housing Stabilisation シェルター

○低所得者のための公的住居や住宅支援バウチャー(HCV)

○住宅購入の支援 (DAP)、住宅ローン

B また、ケンタッキー州は、住む場所自体は確保できている低所得者のために、光熱費・燃料費削減を目的とした家の断熱工事支援プログラムを提供している。

#### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法

A. 連邦政府 Kentucky Housing and Urban Development (HUD)

<https://www.hud.gov/states/kentucky>

HUD Kentucky Office

<https://www.hud.gov/states/kentucky/offices>

電話 : 1-502-582-5251

<https://apps.hud.gov/offices/hsg/sfh/hcc/hcs.cfm?webListAction=search&searchstate=ky>

対象住宅を <https://apps.hud.gov/apps/section8/step2.cfm?state=OH,Ohio> で検索、管轄オフィスに連絡をする。オンラインでの申し込みも可。

<https://section-8-housing.org/apply>

<https://apps.hud.gov/offices/hsg/sfh/hcc/hcs.cfm?webListAction=search&searchstate=ky> HUD 認定のハウジングカウンセラー

Kentucky Housing Corporation

<http://www.kyhousing.org/Pages/Default.aspx>

電話 : 1-502-564-7630 または 1-800-633-8896 (ケンタッキー州内からのみ通話無

料)

## B. Weatherization and Intergovernmental Program

Office. <https://www.benefits.gov/benefits/benefit-details/1856>

### (3) 支援の要件

家族構成人数に対する所得額が基準以下であること。その中で、DV 被害者、高齢者、障がい者は優先される。

### (4) 支援の内容

概要を参照のこと。

### (5) DV被害者が外国人の場合

特になし

### (6) その他、住宅支援に関する有益な情報

Kentucky Coalition Against Domestic Violence (KCADV)では、DV 被害者の自立支援プログラムの一つとして、家賃補助プログラムを提供している。12 か月間まで（延長も可）の家賃の補助を受けることが可能で、レキシントン、ルイビル以外のケンタッキー州内で、他のハウジングプログラムからの支援が困難な被害者（不法移民、犯罪歴のある者（例外あり）、公的住宅機関に負債のある者など）約 40 名に支給される。

## 5 求職に関する支援・職業訓練

### (1) 概要

（米国連邦政府及びケンタッキー州の無料支援）

A) K-TAP が行っている現金支給と SNAP は、受給と就労支援がセットになっている。

B) Kentucky Carrer Center では、失業保険給付の手続き（受給資格のある者のみ）、就職斡旋、履歴書・面接の支援、ジョブトレーニングなどを受けられる。Brighton Center では、職業訓練等のサービスを提供している。

C) Kentucky Office of Vocational Rehabilitation : 障がいや精神的な問題がある場合、Rehabilitation Counselor が就労支援を行う。

<https://kcc.ky.gov/Vocational-Rehabilitation/Pages/default.aspx>

### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

A) K-TAP と SNAP

州政府 Department for Community Based Services (DCBS)

<http://chfs.ky.gov/dcbs/dfs/foodstampsebt.htm>

<http://chfs.ky.gov/dms/>

K-TAP 電話 : 1-502-564-7050

SNAP 電話 : 1-855-306-8959

B) Kentucky Carrer Center

<https://kcc.ky.gov/Pages/default.aspx>

Brighton Center

<https://www.brightoncenter.com/>

C) Kentucky Office of Vocational Rehabilitation

Central Office

事務所：275 East Main Street, Mail Drop 2EK, Frankfort, KY 40621

電話：1-800-372-7172（通話無料）

**（3）支援の要件**

- K-TAP、SNAP 関連：DCBS に受給者として登録されていること。
- 就職支援：健康、滞在資格（ビザ）などの点で米国で働ける状態であること。
- 障がいなどの場合：障がいや精神的な問題があること（軽度の場合を含む）。

**（4）支援の内容**

履歴書作成支援、職を探す支援、斡旋、面接支援など

**（5）DV被害者が外国人の場合**

語学の習得が必要な場合は ESL の支援などを提供

**（6）その他、求職支援に関する有益な情報**

II. 1（2）のような DV 被害者支援団体が求職支援をしている場合もあるので、確認をすること。

**6 在留資格**

**（1）外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法（DV被害者のための特別なビザ等を含む）**

○米国連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、DV 加害者（米国国籍者／永住権保持者）の関与のない形で、DV 被害者が滞在ステータス（永住権、ビザ）申請を行うことができる。

○米国国籍者／永住権保持者から暴力・虐待行為を受けた外国人（米国籍でない者）やその子は、連邦法 Violence Against Women Act (VAWA) に基づき、永住権申請をすることができる。

○VAWA 申請には、DV があったという証拠（警察の調書、DV 被害を説明する写真、知人の証言、DV 被害者支援団体のカウンセラーからの手紙など）や、結婚生活を証明できる証拠などの提出が必要となる

○暴力・虐待行為を加えた配偶者もしくは恋愛相手が、米国国籍者／永住権保持者のいずれでもない場合は、U-Visa と呼ばれる非移民ビザの申請が可能。通常このようなビザでは、審査中からビザの有効期限に至るまで、米国連邦政府移民帰化局（USCIS）から暫定的に「Qualified Immigrant」とされ、公的扶助を正式に受けることができる。

U-Visa は、犯罪捜査に協力することで DV 被害者に与えられ、米国での 4 年間の滞在と就労を許可される。

<https://www.uscis.gov/humanitarian/victims-human-trafficking-other-crimes/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status/victims-criminal-activity-u-nonimmigrant-status#Qualifying%20Criminal%20Activities>

○U-Visa ステータスで3年以上米国に滞在する場合、永住権申請も可能。  
<https://www.uscis.gov/green-card/other-ways-get-green-card/green-card-victim-crime-u-nonimmigrant>

## (2) 手続の方法

下記のいずれかを通じて、Form I-918 を USCIS へ提出する。

○移民弁護士

○DV 被害者支援団体の法律サポート

○National Domestic Violence Hotline

<http://www.thehotline.org/>

電話：1-800-799-7233 (通話無料)

## (3) その他、在留資格に関する有益な情報

## 7 DV被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

### (1) 概要

○ケンタッキー州で低所得者の場合、州政府 Department for Community Based Services (DCBS) で公的支援を受けることが可能。下記の Community Action Agency (CAC) は、州の各地にオフィスがあり、低所得者向けの公的福祉サービスへの窓口となっている。

○低所得でない場合は、州内の DV 被害者支援団体の連合である KCADV (II. 1 (1) 参照) のプログラムを利用するのが有効。

○低所得でない場合は、離婚で得たアリモニー、養育費、資産分与などをもとにした自立も考えられる。

### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

### (3) 利用の要件

### (4) 支援の内容

### (5) DV被害者が外国人の場合の配慮 (通訳支援を含む)

A Community Action Kentucky (州内にある 23 の Community Agency Center (CAC) を代表する団体)

<http://www.communityactionky.org/>

住所：101 Burch Court, Frankfort, KY

電話：1-800-456-3452 (通話無料)

各地域の CAC のリスト：

<http://www.communityactionky.org/agencies.html>

申込方法：居住地を管轄する CAC に連絡

利用要件：低所得者

支援内容：公的福祉サービスの提供ーヘッドスタート、託児所、子育て支援、住宅支援、光熱費削減支援 (LIHEAP、Weatherization)、職業訓練、求職支援、公共交通手段の提供、DV 被害者プログラム、犯罪被害者へのカウンセリングやアドボカシーなど。各 CAC によって提供するサービスが異なるため、地域の CAC に確認する。

**B The Nest Center for Women, Children, and Families**

<https://thenestlexington.org/>

電話：1-859-259-1974

申込方法：電話で申し込む。

利用要件：DV や性的虐待、ネグレクトなどの被害にあった女性、子、家族

支援内容：子育て支援やペアレンティングクラスの提供、DV 被害者へのカウンセリング（個人、グループ）やアドボカシー、緊急時の物的支援（食事や衣料など）と緊急の経済的・法的支援への紹介、無料のチャイルドケア（5歳まで）

**C Brighton Center**

<https://www.brightoncenter.com/>

住所：741 Central Avenue, Newport, KY

電話：1-859-491-8303

申込：電話で申し込む。1-859-491-8303 内線 2300

利用要件：自立支援が必要な者

支援内容：DV 被害者に限定されず、自立への支援が必要な者・家族一般に対して、シェルター、住宅支援、託児所・子どもの教育支援、職業訓練・求職支援、公的福祉サービスへの紹介など様々な支援を行っている。

**8 その他の自立支援制度**

**IV. DV 関連の司法手続**

**1 DV被害者が緊急時に取り得る司法手続**

\* DV被害者又は近親者への接近禁止命令, 住居からの退去命令等を含む

**(1) 概要（調査対象地域を明記）**

○ケンタッキー州でDV行為の被害を受けた場合、被害者は民事上の手続で、保護命令により加害者のDVをやめさせることができる。ケンタッキー州では、保護命令は **Protective Order** と呼ばれる。

○保護命令は、暫定的保護命令と恒久的保護命令の二つに分類される。暫定的保護命令は、被害者からだけの聞き取り（**Hearing**。証拠の提出が含まれることがある）で裁判所が判断を行うもので、恒久的保護命令の可否が決定されるまでのDV防止策が取られる。

○恒久的保護命令の判断では、裁判所は被害者だけでなく、加害者からも聞き取りを行い、最終的な恒久的保護命令の可否が決定される。

○ケンタッキー州では、家庭内暴力（未婚のカップル間の暴力を含む）に対して緊急時に出される暫定的保護命令を **EPO (Emergency Protective Order)** とよび、緊急時以外、あるいは **EPO** 発行後に法廷での審理を経た後に出される恒久的保護命令を **DVO (Domestic Violence Order)** と呼ぶ。

【暫定的保護命令は、その手続から **Ex Parte Order**（一方（被害者）からだけの聞き取りによる命令を意味する）、緊急性・一時性から **Emergency/Temporary Order**、または規定する法律名のそれぞれで呼ばれる場合がある。また、「**Emergency Ex Parte Order**」という

ように組み合わせる場合もある。保護命令の名称で混乱しないよう、すぐに判断が出されることと、効力を有する期間を確認すること。】

○保護命令が出されると、申請者（被害者）や命令の中に被害者以外に記載される者へのさらなる DV 行為や連絡、住居や職場・学校へ接近することの禁止、所有物の処分や破壊の禁止や住居からの退去、カウンセリング（DVO のみ）を命じられる場合もある。また申請すれば、一時的な監護権が設定されたり、一時的な養育費の支払い（DVO のみ）の命令を得られる場合がある。

○保護命令の申し立ては無料。

○身の危険がどれくらい予測されるかによって、保護命令の判断がなされる。そのため DV が起こってから申し立ての準備に数日をかけて裁判所へ出廷すると、出来事と出廷日に間があるということは危険な状況ではないと判断されることが多い。危険を感じたらすぐに申し立ての手続きを行うこと。

<https://courts.ky.gov/resources/publicationsresources/Publications/P123ProtectiveOrderBooklet.pdf>

## （2）裁判所の判断が出されるまでの期間

○暫定的保護命令（EPO）は、申し立て後すぐに審査され、家庭内暴力や虐待の差し迫った現在の危険があると判断されると、その場で出される。（州家族関係法 403.730 (2)(a)）

EPO は 24 時間発行可能（裁判所の業務時間外は近くの法執行機関（Police/Sheriff）か II-1-(1) ADDs の DV プログラムに連絡）。

○暫定的保護命令の発行の有無にかかわらず、DV の恐れがあると判断された場合、14 日以内に両当事者の聞き取りがなされる。審理の結果、DV 行為があり、再度行われるかもしれないと判断されると、恒久的保護命令（DVO）が出される。

## （3）裁判所の判断が効力を有する期間

○暫定的保護命令（EPO）：14 日以内に聞き取りの日時が設定され、審理の結果最終的な判断が出されるまで有効。（州家族関係法 403.730 (1)(a)）

○裁判所での聞き取りの日までに加害者（被申立人、Respondent）に送達がなされず、加害者が現れない場合、EPO の有効期間は再度 14 日以内に設定される次の審理日まで延長される。

最終的には、EPO の発行時から 6 か月まで延長可能だが、この間に加害者に送達がされなかった場合、EPO は無効となる（ただし、新たに EPO の申立てをすることは可能）（州家族関係法 403.735 (2)）。

○恒久的保護命令（DVO）は、最長で 3 年間有効。有効期限が切れる場合、延長するに足る相当な理由があればさらに 3 年間（最長）延長できる。ただし、DVO 発行以降 DVO に違反する行為がなかった場合、今後もさらに DV の危険があるという理由を説明しなくてはならない。（州家族関係法 403.740(4)）

## （4）具体的な申立方法

○DV 被害者が現在居住するカウンティ（郡）、または DV から逃れてきたカウンティの巡回裁判所（Circuit Court）家庭裁判課か、地方裁判所（District Court）のいずれかで、所定の申立書を記入し提出する。

○暫定的保護命令（EPO）は 24 時間発行可能なため、裁判所の業務時間外には近くの法執行機関（Police/Sheriff）か II-1-(1) ADDs の DV プログラムに連絡する。

○申し立てには以下の情報が必要：両者の名前と住所（裁判所からの送達が届くため加害者の連絡先・ID 番号などはできるだけ多く）、関係、相手の特徴、被害の内容。該当すれば離婚判決のコピー、親権に関する手続きで発行された判決のコピー、過去の保護令のコピー、など。

○聞き取りの際に、証拠となる書類、ケガや被害の写真、医療記録、警察のレポート、録音、手紙やメールなどがあれば持ち込み、その場で裁判官に許可を得て、提出する。携帯電話（スマホ含む）を持ち込めない裁判所もあるので、証拠は印刷などして用意する。

各巡回裁判所の連絡先、業務時間など：

<https://courts.ky.gov/courts/clerks/Pages/default.aspx>

保護命令の申立書類：<https://courts.ky.gov/resources/legalforms/LegalForms/27501.pdf>

#### （５）弁護士の選任の要否

保護命令の申し立ては自分で行うことができる。一般の弁護士、プロボノ（ボランティア）の弁護士、地方や郡の弁護士（DV アドボケートなど）の助けを借りて行うこともできる。

#### （６）外国人であるDV被害者に有益な情報

○暫定的保護命令申立の際には、通訳のリクエストをしても聞き取りには間に合わないため（申立手続きを行った日に裁判官の聞き取りがあるため）、通訳のできる友人を連れて行く。裁判官がその場で認めれば、友人に通訳をしてもらうことができる。

○恒久的保護命令の通訳は裁判所にリクエストを出し、見つければ裁判所が費用を負担する。ただし見つからなければ予定されていた聞き取りが延期される可能性もある。

<https://courts.ky.gov/courtprograms/CIS/Pages/default.aspx>

※1964 年公民権法と 2000 年の大統領令第 13166 号を受けて、各州は、英語能力が限定的な者（英語の読み、書き、話す、理解が十分でない者 **Limited English Proficient (LEP)**）に通訳、翻訳を無料で提供することになっている。ただし、各州や機関によって、通訳の方法（電話による遠隔地の通訳者と LEP、警察官／裁判官との三者通話、TV 会議システムの利用）などに差がある。

#### （７）その他DV被害者に有益な情報

○保護命令審理での被害者申し立て内容は、その後の離婚裁判における監護権の判断で重要なポイントとなり得るため、慎重に対応する必要がある。

○暫定的保護命令は他州に移動しても有効（ただし、恒久的保護命令のための聞き取りに出廷しなければ、保護命令を失う他、離婚裁判で不利になる可能性がある）。

#### ○VINE LINK

加害者の勾留や収監に関する情報や、刑事事件のステータスについての情報をオンラインで 24 時間得ることができる。

<https://vinelink.com/#/home/site/18000>

また、VINE Protective Order に登録すると、保護命令のステータスや、加害者への送達状

況や審理の日程について、電話か電子メールで通知を受け取ることができる。

<https://registervpo.com/RegisterVPO/initSearch.do?referrerAppCode=VINELINK&siteId=18000>

○加害者が DVO に違反した場合、加害者に GPS を身に付けさせるように申し立てることができる (DVO の修正申立て)。裁判官は、加害者が DVO の重大な違反行為をし、GPS が必要と判断した場合、加害者に GPS の装着を命じるよう DVO を修正することができる。  
(403.761)

## 2 1 の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

\* 上記1への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV被害者から加害者自身もDVを受けたことを内容とする告訴等

### (1) 概要 (調査対象地域を明記)

○加害者が、被害者より先に保護命令を申し立てることにより、被害者加害者双方に保護命令 (Mutual Protection Order) が出される。  
○暫定的保護命令は最終決定ではないため、恒久的保護命令の審理で、暴力が子を守るためなどの正当防衛であったこと、加害者本来の性質は攻撃的な虐待者ではないこと、被害者の主張する DV を証拠提出 (目撃者・アリバイなど) により誤りの申し出であることを主張し、暫定的保護命令の裁判所判断を覆すことを試みる。  
○被害者の言動の不一致、精神的に不安定である事実 (精神疾患) に関する証拠・目撃者を提出する。  
○裁判官の判断に不服の場合、上告し、同時に緊急に出国命令や監護権、面会交流のアレンジの変更を申し立てる。  
○係争中に被害者が子を連れて州外に移動し、恒久的保護命令のための双方からの聞き取りに出廷せずに、暫定的保護命令を失った場合は、加害者に誘拐罪を申し立てられる場合がある。

### (2) 加害者側の措置が効力を有する期間

加害者の申し立て内容と、裁判官の判断による。

### (3) DV被害者が取り得る対抗策

裁判官の判決に不服の場合、30 日以内に上告できる。

### (4) 外国人であるDV被害者に有益な情報

裁判所では、必要な場合、通訳サービスを無料手配する (裁判手続きと裁判所の直接のサービスに係る通訳のみ)。

<https://courts.ky.gov/courtprograms/CIS/Pages/default.aspx>

※1 (6) 参照

### (5) その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報

○保護命令の審理での被害者の申立内容は、その後、離婚裁判が起きる場合、子の監護権について裁判官が判断する際の重要なポイントとなり得るので、慎重に対応する必要がある。  
○裁判所の Clerk (書記官) は、保護命令の申立や執行の申請の際に、申請人を補助する義務があるため、不明な点については Clerk に相談する。また裁判所にいる場合、DV アドボケートも支援をする。  
○DV の危害を恐れて、保護命令申立書で住所を公開したくない場合は、その旨を Clerk に

伝え、書類に必要な記入をする。

○保護命令の発行後、保護命令の執行のために加害者のいる住居に戻ったり、住居から加害者を退去させるなどで法執行機関（警察等）の付き添いや支援が必要な場合は、裁判所で要請できる。

○ワシントンDCにある団体DV LEAPは、ケンタッキー州を含む米国内のすべての州での保護命令に対する上告を支援している。

<https://www.dvleap.org/our-work>

### 3 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

#### (1) 概要（調査対象地域を明記）

○保護命令の申し立てにおいて、生活費の請求は可能。

○巡回裁判所（Circuit Court）家庭裁判課に、保護命令とは別途の新たなケースとして生活費請求の緊急の申し立てをすることもできる。

○加害者である配偶者が米国籍で、被害者の永住権または滞在ビザのスポンサーになっている場合、加害者は、I-864（Affidavit of Support）という書式で、配偶者に他の収入がない場合FPL（III.1（1）参照）の125%を与えることを米国政府に対して契約しているため、I-864の内容の実施を訴訟により強制することができる。手続きとしては、離婚手続きの際に裁判所に申し立てをすること。

※どの方法で申し立てるべきかは弁護士に相談するのが良い。

#### (2) 裁判所の判断が出されるまでの期間

○保護命令の申し立て・生活費の緊急の申し立て：早ければ即日、暫定的保護命令（EPO）や生活費の緊急の申し立ての判決とともに出る。恒久的保護命令（DVO）で審理される場合、判決とともに判断が下りる。

○I-864：離婚裁判の中で審理されるので時間がかかる。

#### (3) 裁判所の判断が効力を有する期間

○保護命令の申し立てで請求した生活費は、保護命令が有効な期間のみ、あるいは他の手続きで同事項についての決定が下されるまで有効。

○生活費の緊急申し立ては、他の手続きで同事項について決定が下されるまで有効。

○I-864（Affidavit of Support）の申し立てについては、DV被害者の米国籍の取得、社会保障税の40クォーター（約10年）分の取得、米国を離れた時、あるいは配偶者（加害者）死亡のいずれかが起こるまで有効。

#### (4) 具体的な申立方法

○保護命令の申し立ての際に、申立書に記入する。

○I-864（Affidavit of Support）：米国連邦政府移民帰化局（USCIS）に配偶者が提出したI-864書式の写しを請求し、離婚手続きの際に申し立ての上、裁判所に提出する。

#### (5) 弁護士の選任の要否

申し立ての方法がわかりにくいいため、できれば弁護士の支援がある方が良い。裁判所にDV相談室があり、そこに所属する弁護士が新しいケースを取ることができれば手続きを無料でしてくれる。（自分で申し立てることはできる。）

#### (6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

裁判所では、必要な場合、通訳サービスを無料手配する（裁判手続きと裁判所の直接のサービスに係る通訳のみ）。

<https://courts.ky.gov/courtprograms/CIS/Pages/default.aspx>

※1（6）参照

**（7）その他、生活費の確保に関する有益な情報（同種の行政手続等を含む）**

○養育費支払いの強制執行については、州政府 Cabinet for Health and Family Services が担当。

<http://chfs.ky.gov/dis/cse.htm>

○行政手続きとして、Form I-363 を USCIS（米国連邦政府移民帰化局）に提出し、I-864 の強制を依頼する。

#### 4. DVがある場合の離婚手続

**（1）概要（調査対象地域を明記）**

○ケンタッキー州で離婚の申し立てをするには、当事者のどちらかが、離婚の申し立て時に州内に6か月間居住していなければならない。

（州家族関係法 403.140(1)(a)）

○ケンタッキー州での離婚原因は、婚姻関係が修復不可能であること(irretrievably broken)のみ。（州家族関係法 403.140(1)(c)）

また、離婚が成立するためには、60日間の別居期間が必要。（州家族関係法 403.170(1)）

○DV が夫婦間にある場合でも、DV は多くの場合、離婚手続きの親権（監護権）の判断のみに影響し、財産分与や養育費の支払いについてはほとんど影響がない。

○離婚を申し立てた時点から、裁判所の許可なく、子を連れて州外への転居を目的とした移動はできなくなる。

**（2）監護権についての裁判所の判断の傾向**

○ケンタッキー州の裁判所は、監護権の判断に当たっては、両親ともに平等に考慮し、子の最善の利益に従って決定する。その際にはDVの記録や証拠も考慮され、DV行為の子への影響や、DV行為が子の両親との関係にどのような影響を与えたかを検討する。

（州家族関係法 403.270(2)(3)）

○被害者が、身体的な傷害やそういった脅迫から逃れるために家を出たことは、裁判所が監護権を判断する際に被害者にとって不利な要素とならない。

（州家族関係法 403.270(4)）

○DVを目撃した子は精神的な影響を受けていると言われており、DVの履歴は監護権の判断に影響する。審理に提出された内容のみで判断しかねる場合、裁判所は専門家 (Guardian ad Litem (Gals)（訴訟代理人：意思能力が十分でない未成年や心身に障がいがある人の立場になって希望を述べていく人）やCustody Evaluator) への家庭環境調査・報告・推薦の依頼や、仲裁者 (Mediator) による調停で監護権の決定をする場合もある。

**（3）いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向**

すべての判断は、様々な調査の上でケースバイケースで行われる。

しかし、DVの深刻さや子の主な養育者 (Primary Caretaker) がもともとどちらであったかにもよるが、監護権と同様に、夫婦間にDVがある場合、被害者が子と同居する判断の傾向が強く、DVは、子への影響を考慮され、加害者側に不利となる傾向がある。

ただし、被害者側に精神的なダメージや精神疾患があることも子に悪影響を与えるとされるので、様々な調査が行われる。

【参考】子にとって最善の利益かどうかの判断に考慮されることは主に以下の9点。

1. それぞれの親の希望
2. 子の希望
3. 親と子との関係
4. 親の精神的・肉体的健康状態
5. 子の学校や地域との調整
6. 裁判所命令による面会の不履行
7. 養育費の不払い
8. 児童虐待・ネグレクト・DVでの有罪歴
9. 他州への転居の予定

#### (4) 離婚手続における養育費についての判断の傾向

○DVの有無、面会権の様態に関わらず、ケンタッキー州が定める養育費のガイドラインによって決定される。ガイドラインは、両親ともに経済的な養育の義務を負うという原理に基づいており、両親の収入、養育を要する子の数、働いている間の託児費、子の医療保険料などを考慮して決められる。

○離婚/別居の手続きの際に申し立てる。一時的な扶養料については、申立ての根拠となる事実と請求額を *affidavit* として提出する。一時的な養育費については、子の人数、両親の収入を計算する上で必要な情報、社会保障番号 (SSN) を *affidavit* として提出する。

○離婚・別居手続きの際の養育費の申し立てについては、養育費のガイドラインに沿って申し立て後14日以内に判断が下りる。また、正当な理由がある場合、相手方への通知なく(一方的に)一時的な養育費の支払を申し立てることができる。認められると、命令は、その通達から7日後に有効となるが、相手方は、この7日以内に養育費の判断について法廷で審理することを申し立てることができる。

<http://kyjustice.org/node/601>

#### (5) 離婚手続における面会交流についての判断の傾向

○DVの被害があると主張されている場合、裁判所は、子や監護権を持つ親の身体、精神、または感情面での健康を著しく害さないように面会交流の様態を決定する。

(州家族関係法 403.320(2))

○ただし、身体的・精神的・性的なDVがあり、かつ深刻な場合は、1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場所で行う、3) 面会24時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い(子を返さなかった場合に備える保証金のようなもの)などを組み合わせた面会交流の実施命令を裁判所が出す。

#### (6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

○親が外国人であっても、養育費を得る権利があり、養育費を受け取っても後に市民権や永住権を取得する際に不利にならない。

[http://kyjustice.org/child\\_support#20](http://kyjustice.org/child_support#20)

○裁判所では、必要な場合、通訳サービスを無料手配する通訳サービスを無料手配する(裁判手続きと裁判所の直接のサービスに係る通訳のみ)。

<https://courts.ky.gov/courtprograms/CIS/Pages/default.aspx>

※1 (6) 参照

#### (7) その他、離婚手続に関する有益な情報

○離婚訴訟またそれに関する事柄、監護権 (custody)、面会交流権 (visitation) 等は離婚訴訟中にすべて話し合わせ、最終的な裁判官の決定は、離婚の判決 (divorce decree) に書か

れる。Divorce Decree が出された後、事情の変更により、例えば子との面会に関して変更したい場合などは、変更したい内容、その理由を裁判所に提出し、認可、却下いずれの場合にも裁判所からの決定事項が書面で出される。

○離婚後、子連れて、州外、国外への移動、特に日本への一時帰国をするために、離婚同意書の中に子どもと旅行することについて内容（時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など）を明記するのが良い。

## 5 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

### (1) 概要（調査対象地域を明記）

○監護権の変更については、元の監護権決定命令から2年以内に監護権の変更を求めることは難しく、子の現在の環境が子の身体、精神、倫理、または感情面での健康を著しく害するか、あるいは現在の監護権者が、監護権を放棄したということを証明しなければならない。  
○元の監護権決定命令から2年を過ぎている場合、子や監護権者の状況が変化し、変更が子の最善の利益に適うと裁判所が判断すれば、監護権の変更が認められる。

(州家族関係法 403.340(2)(3))

### (2) 具体的な申立方法

○監護権の変更について、相手方の同意が得られている場合は、両親が署名した同意書（変更の理由の説明を含めて）を元の命令を出した裁判所に提出する（変更の理由についての証拠が求められる場合もある）。

○相手方の同意が得られない場合、元の命令を出した裁判所に監護権の変更を申し立てる。

### (3) 弁護士を選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい（弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能）。

### (4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向

○子の最善の利益に従って、監護権変更の可否が決定されるが、その際に考慮される要素としては、両親と子（特に14歳以上の子）の意向、心身の健康状態、家庭の状況（再婚した親の新しい家族との関係など）、DVがある場合には、その子への影響、子の学校、コミュニティ、社会的サポートの変化などがある。

○離婚後に子を引き取った親が、もう一方の親と子の関係維持に非協力的な場合、親の疎外行為（Parental Alienation）と判断され、監護権の決定に影響することがある。

### (5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

裁判所では、必要な場合、通訳サービスを無料手配する（裁判手続きと裁判所の直接のサービスに係る通訳のみ）。

<https://courts.ky.gov/courtprograms/CIS/Pages/default.aspx>

※1 (6) 参照

### (6) その他、監護権の変更に関する有益な情報

監護権の変更で養育費の額も変わってくる。

## 6 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続

### (1) 概要（調査対象地域を明記）

- 子の親権や面会交流に関する裁判所の決定が既に下りている場合、転居する前に、転居についての他の親の同意を得て裁判所に同意書を提出する。
- 一方の親の同意が得られない場合は、裁判所の判断を求めなければならない。
- 転居には、子の監護権、面会交流への影響が大きいいため、転居の申し立てには、監護権や面会交流権の変更の申請を伴うことが多い。

## (2) 具体的な申立方法

- 共同親権の両親権者が転居に同意している場合は、面会交流権の変更を書面にし当事者全員の署名をし、同意書に公証人の公証（サイン）を受け裁判所に提出できる。
- 共同親権の一方の親が転居に同意しない場合、もう一方の親は、裁判所に書面で通知し、他の親権者に送達する。送達の20日以内に親権や面会交流権の変更の申立てができる。
- 単独親権を持つ親が転居したい場合、裁判所に書面で通知し、他方の親に送達する。裁判所が決定した面会交流権が、転居によって影響を受ける場合、他の親は送達の20日以内に面会交流権の変更に異議の申立てができる。

## Kentucky Family Rules of Practice and Procedure FCRPP 7(2)(a)(b)

<https://courts.ky.gov/courts/supreme/Documents/WestFCRPP.pdf#search=%27Kentucky+Family+Rules+of+Practice+and+Procedure%27>

## (3) 弁護士を選任の要否

必須ではないが、相手方の同意が得られない場合、問題が複雑化する（相手方が親権・監護権の変更を要求してくるなど）可能性もあるため、弁護士に相談した方がよい。

## (4) 転居に関する裁判所の判断の傾向

- 転居が子の最善の利益に適うかどうかを基準に判断する。具体的には、転居先までの距離、他の親（転居しない親）との面会交流権への影響、他の親と子の面会交流をこれまで支持してきたか（妨げなかったか）、転居の理由、転居に反対する親の反対の理由、などを考慮して判断する。
- 裁判所は子にとっての最善の利益を考えて判断を行うため、子の人生の質に与える影響、転居することでもう一方の親との関係に出る影響、子の年齢や性別などで判断が行われる。
- 転居により子の生活の質が上がると申し立てで実証するのは難しいが、子と同居する親の収入が大きく上がり、福祉から抜け出せるなどの見込みであったり、転居により子の祖父母や家族とのつながりが深くなるということで許可が出ることもある。
- 別々の州、国に分かれて暮らす場合には、長い休みの時に面会交流するなど、裁判所の判断でなく、双方の合意で取り決める場合が多い（内容（時期、期間、行先、パスポートの管理、旅行に関する一方の親への情報共有など）を合意し、文書に明記すること）。

## (5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

裁判所では、必要な場合、通訳サービスを無料手配する（裁判手続きと裁判所の直接のサービスに係る通訳のみ）。

<https://courts.ky.gov/courtprograms/CIS/Pages/default.aspx>

※1 (6) 参照

## (6) その他、転居に関する有益な情報

居住する州が変わる場合、離婚後の子の監護権、面会交流に関する法律や受けられる福祉の内容が大きく変わることが多いので、準備が必要。

## 7 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

### (1) 概要 (調査対象地域を明記)

○両親が面会交流の変更について合意できている場合、裁判所の判断を得る必要はない。  
○合意されない場合、裁判所に面会交流の変更を申立て、変更が子どもの最善の利益に適用と裁判所が判断した場合、面会交流のスケジュールや様態を変更できる。

### (2) 具体的な申立方法

○変更について当事者間で合意がされている場合は、合意事項を書面にし、当事者全員の署名をし、同意書に公証人の公証 (サイン) を受け裁判所に提出する。  
○合意が得られない場合、裁判所に面会交流の変更についての審理の申立てをする。審理の際には、変更することが子の最善の利益に適用と証明しなければならない。  
また、離婚やDVなど、子どもに関する別の審理が継続している場合、その審理の中で申し立てする。

### (3) 弁護士の選任の要否

相手の弁護士との話し合いや、聞き取りになれば裁判官の前で、変更の理由を具体的に述べる必要があるため、弁護士に相談して進めるのが望ましい (弁護士を選任せずに、自分で申し立てることは手続きとしては可能)。

### (4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向

○州法では、裁判所は、既存の面会交流の様態が、子の身体、精神、倫理、または感情面での健康を著しく害すると判断した場合に限り面会交流権を制限できると規定している。

(州家族関係法 403.320(3))

○また、DV や虐待の存在が主張されている場合は、裁判所は、審理を経た上で、子や監護権をもつ親の身体、精神、感情面での健康を著しく害さないように面会交流の様態を決定すると規定している。(州家族関係法 403.320(2))

○一方の親が子の養育に怠慢であったり虐待している場合、もしくは他方の親へのDVが認められた場合には、面会交流の変更判決が出されることがある。このような親と子の面会が心配される場合には、裁判官が面会交流監督プログラムを通して面会交流を命じる可能性もある。

### (5) 外国人である被害者に有益な情報

裁判所では、必要な場合、通訳サービスを無料手配する (裁判手続きと裁判所の直接のサービスに係る通訳のみ)。

<https://courts.ky.gov/courtprograms/CIS/Pages/default.aspx>

※1 (6) 参照

### (6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報

もう一方の親と子との面会に不安な点がある場合、状況に応じて 1) 第三者が立ち会う、2) 公共の場所で行う、3) 面会 24 時間前のアルコールや薬物の禁止、4) 泊りの面会の禁止、5) 加害者の自宅の検分、6) 面会そのものの禁止、7) ボンドの支払い (子を返さ

なかった場合に備える保証金のようなもの)などを組み合わせた面会交流の実施命令を裁判所に申し立てることができる。

#### 4 弁護士への依頼

##### (1) DVに詳しい弁護士の探し方

- 早期にDV専門の弁護士を探すのは極めて重要。
- 裁判所に付属しているDV相談室(各裁判所に問い合わせる)に照会する、DV被害者支援団体に相談する、地元の弁護士会に照会する、離婚・親権を専門とする家庭法の弁護士をオンラインで探す、友人で離婚・親権問題経験者に使った弁護士を紹介してもらうなど。
- DVプログラム(シェルター)、KCDVAなどに相談するか、ケンタッキー弁護士会の弁護士紹介サービスで検索する

<https://www.kybar.org/page/lawreferserv>

##### (2) 外国語対応が可能な弁護士の探し方

管轄の総領事館に照会する、DV被害者支援団体に相談する、KCDVAなどに相談する、地元の弁護士会に照会する、オンラインで探す、友人に紹介してもらうなど。

##### (3) 弁護士への依頼方法

- 案件や質問は予めまとめておく。
- 電話や電子メールで予め連絡をとる際、案件を明確に伝え、利益相反(conflict of interest)がないか確認する。もしある場合は他の弁護士を紹介してもらう。
- 以下を弁護士本人に対して電話などで事前確認する。反応は必ずメモに取る。
  - ・専門や経験
  - ・時給や着手金
  - ・パラリーガルや秘書などとの分業
  - ・過去の判例などに関する知識
  - ・話した時の印象、返答までの時間、タイミングなど
- 弁護士の経歴や過去の判例、評判をインターネット等で確認することも有効。
- 自分と自分の抱える問題に合うと思った場合は、弁護士に面会し、初回相談(無料の場合もあれば有料の場合もある)で方針や戦略があうか確認する。できるだけ記録を英語でとり、弁護士の専門分野での経験値、裁判所や裁判官や関連機関についての知識や人脈が豊富か確認する。夫婦関係の流れや資産内容の資料を持参し、裁判の戦略や裁判にかかる金額などを具体的に相談した上で、最終的な判断を行う。
- 一人の弁護士にこだわり過ぎず、複数に問い合わせ、相性、方針、予算の合う弁護士を探す。

##### (4) 弁護士費用の相場

- 料金については、担当者の時間チャージとかかる時間(見積もり)を確認すること。
- 時間チャージは経験と事務所の経営規模により異なり(一時間100~600ドル)、最初にリテイナー(前払い金、2,000~4,000ドル)を要求されることが多い。
- 成功報酬は、離婚や刑事訴訟では適用されない。
- 離婚裁判や民事訴訟では、一方の主張が認められれば、裁判所命令で裁判費用の一部または全てを相手側が支払う“Fee Shifting”が適用される。ただし、すべてが終わった時点で裁判官が判断し、また相手が払える場合に限るため、払ってもらえると最初から当てにするのは

危険である。

**(5) リーガルエイド (安価あるいは無料で司法サービスを提供)**

○Appalachian Research and Defense Fund of Kentucky (AppalReD Legal Aid)

[www.ardfky.org](http://www.ardfky.org)

電話：1-866-277-5733

(ケンタッキー州東部及び中南部をカバー)

○Legal Aid of the Bluegrass

[www.lablaw.org](http://www.lablaw.org)

電話：1-859-431-8200

(ケンタッキー州北部及び中部をカバー)

○Kentucky Legal Aid

<http://www.klaid.org/>

電話：1-866-452-9243

(ケンタッキー州西部をカバー)

○Legal Aid Society of Louisville

<http://www.laslou.org/help-for-clients.html>

電話：1-502-584-1254

(管轄郡：Jefferson, Oldham, Trimble, Henry, Shelby, Spencer, Washington, Marion, Nelson, Bullitt, Larue, Hardin, Grayson, Breckinridge, and Meade)

○その他のリーガルエイドのリスト：

[http://www.nashville.us.emb-japan.go.jp/jp/pdf/shinken\\_mondai.pdf](http://www.nashville.us.emb-japan.go.jp/jp/pdf/shinken_mondai.pdf)

<http://kyjustice.org/map>

<https://kcadv.org/content/legal-resources>

**(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報**

○移民関係のリーガルエイド：

Catholic Charities of Louisville, Immigration Legal Service

電話：1-502-637-9786

<https://cclou.org/>

○移民のためのリーガルサービス

<https://www.immigrationlawhelp.org/>

**(7) その他、弁護士への依頼に関する有益な情報**

○アメリカ弁護士協会 無料サービスリスト American Bar Association - Free Legal Help

[https://www.americanbar.org/groups/legal\\_services/flh-home/flh-free-legal-help.html](https://www.americanbar.org/groups/legal_services/flh-home/flh-free-legal-help.html)

○弁護士や法律、シェルター等に関する情報 WomensLaw.org

<https://www.womenslaw.org/>

> Places that Help > Select State > Finding a Lawyer

○リーガルエイドはまとめている団体が複数あるが、大変混雑しており、電話に返答できないところが多いので、電話が繋がらない場合は、DV 被害者支援団体から探す方が良い。

## 5 その他のDVに関する司法手続

## V. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について

\* 子の連れ去り・留置を行ったDV被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定

### 1 ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法

\* 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等

【以下の1から3までは、国際的な家庭法専門弁護士学会に所属している米国人弁護士からのアドバイスをもとに記述しています。】

○ハーグ条約は民事で、刑事ではないため逮捕令状は出ない。

○刑事手続がされているとすれば、両当事者と子が最後に住んでいた町を管轄する裁判所でファイルされているため、その場合は、公的な情報として入手することが可能。海外にいる場合は、最後に住んでいた町をカバーする弁護士と契約をし、確認をしてもらう。

### 2 DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法

\* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等

自主的に帰国するかわりに、刑事に起訴しないという同意を交渉で得る。検事側が同意しなければいけないが、通常は帰国するという条件のもとに、同意が得られる。できればハーグ条約や国際私法 (Private International Law) のわかる専門弁護士の支援が必要。現地の弁護士を通じ、帰国時点の居住地の警察署、逮捕令状を発行している州検事局・裁判所との交渉をしてもらい逮捕令状を破棄してもらう。

### 3 ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法

\* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等

自主的に帰国することの引き換えに、旅費、宿泊費、地元の裁判所がDVについての聞き取りをするまでの保護命令、戻った時点でのハーグ条約の援助申請取り下げについて交渉する。裁判所は、このような点に関して、それまでに夫婦間で同意がなく、被害者に保護が必要と考えれば、自主帰国との引き換えとして命令を出す。現地のハーグ条約や国際私法のわかる専門弁護士を通じ、管轄の裁判所から、1) 被害者の安全のための保護命令、2) ハーグ条約の取り下げ、3) 逮捕命令の取り下げ (州検事局)、4) 加害者からの旅費、宿泊費の支払いを命ずる判決を得る。

### 4 その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報

VI. その他の関連情報